

＜趣旨＞

神栖市における有機ヒ素化合物(ジフェニルアルシン酸)のばく露が確認できる者に対し、健康診査を行うとともに、医療費等を給付することにより、治療を促すことを通じて、当該者に係る症候及び病態の解明を図り、もってその健康不安の解消等に資する。

＜対象者＞

- ①有機ヒ素化合物汚染井戸飲用住宅への居住要件を満たし、
②毛髪・爪検査等によりばく露が確認された者
- 専門家による検討会(環境省)
の審査を経て確認

＜給付内容＞

医療手帳の交付

- 医療費(自己負担分を公費負担)
- 療養手当(通院等：月1.5万円、
入院：月2.5万円)(併給なし)
- 健康診査(公費負担)

特に汚染の著しい井戸
水の飲用者

な入
院
歴

- 健康管理調査費用(月2万円)
- 健康管理調査協力金(30万円)【初年度のみ】

→健康管理調査の実施(健
康状態等に係る報告票の提
出による調査を実施、病歴、
治療歴等の調査を初年度に
実施)

あ入
院
歴

- 健康管理調査費用(月2万円)
- 健康管理調査協力金(70万円)【初年度のみ】

小児期にばく露され、相当程度の
精神発達への影響がみられた者

※平成23年度～

→精神発達調査の実施(精神発達等に係
る報告票の提出等による調査を実施)

- 精神発達調査費用(月5万円)

＜その他＞

小児支援体制整備事業の実施

※平成20年度～

(医療手帳の交付を受けた15歳以下の者のうち、
親権者等からの申請があった者を対象。なお、
現に支援を受けている者に対しては、15歳を超
えても小児支援調整検討会議で支援が不要と判
断されるまで支援を続ける。)

- 一人一人の成長過程に応じた支援体制を整備す
るため、医療・発達・教育・福祉等の多角的な
観点から、支援の実施について調整を行う。

＜実施状況＞

- ◇申請受付開始日：平成15年6月30日
◇対象者数等(令和5年4月1日現在)
医療手帳対象者 142名

(累計 157名)

うち健康管理調査対象者 28名

申請者数 565名
申請棄却者 408名
分析調査中等 0名

◇事業見直し等

平成18年6月7日
平成18年度第1回臨床検討会での意見を踏まえ、
当初3年間実施とされていた健康管理調査の継
続を決定

平成20年5月22日
平成20年度第1回臨床検討会での意見を踏まえ、
平成20年7月以降も事業を継続することを決定

平成23年5月23日
平成23年度第2回臨床検討会での意見を踏まえ、
平成23年7月以降も事業を継続するとともに、
小児期にばく露され、相当程度の精神発達への
影響がみられた者に対し、精神発達調査を実施
することを決定

平成26年5月26日
平成26年度第1回臨床検討会での意見を踏まえ、
平成26年7月以降も事業を継続することを決定

平成29年6月27日
平成29年度第2回臨床検討会での意見を踏まえ、
平成29年7月以降も事業を継続することを決定

令和2年6月22日
令和2年度第1回臨床検討会での意見を踏まえ、
令和2年7月以降も事業を継続することを決定

令和5年6月30日
令和5年度第1回臨床検討会での意見を踏まえ、
令和5年7月以降も事業を継続することを決定